



第1回変更

資料1-S

高知県指令 22 高知林改第 96 号

補助金交付決定通知書

補助事業者名 津野町 様

平成 23 年 1 月 17 日付けで補助金交付申請のあった平成 22 年度造林事業費補助金については、下記条件により金 10,014,908 円を交付することに決定したので通知する。

平成 23 年 3 月 29 日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係り町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8 年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該補助金相当額を返還すること。

- 7 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して 10 年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
- 8 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 9 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第 2 の 1 の (1) のエの (エ)、及びオ、同 (2) の力の (エ) 及びキ、同 2 の (1) のエの (エ) 及びオ並びに同 (2) のオの (エ)、同 3 の (1) のエの (エ) 及びオ並びに同 (2) の力の (エ) 及びキのただし書きの規定により事業を実施した場合、除・間伐後おおむね 10 年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 10 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- 11 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して 2 年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して 2 年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知) に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 14 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 林整整第 1250 号林野庁長官通知) に基づき都道府県又は市町村が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあって、査定係数 10 の加算適用を受けることとして実施した施業が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を 10 減算した補助金額との差を返還すること。
- 15 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第 13 号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 17 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

別記様式

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者名
(団体等名及び代表者氏名)

印

平成 年度消費税仕入控除税額適用報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった造林事業費補助金について同通知の第 16 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付申請番号及び施行地番号
- 2 補助事業者名（森林所有者）
- 3 施行場所
- 4 高知県補助金交付規則第 12 条に基づく補助金確定額
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額のうち該当分)
金 円



22高知林改第96号
平成23年 3月29日

津野町長 様

林業振興・環境部長



平成22年度第4－四半期高知県造林事業費補助金の交付について

平成22年度第4－四半期高知県造林事業費補助金の交付については、平成23年3月29日付け高知県指令22高知林改第96号で通知したとおりですが、その内訳は別添補助金交付指令内訳書のとおりです。

なお、代理受理した補助金は、高知県造林補助事業取扱要領第14の2に定める造林補助金配布通知書を交付して早期に支払うよう配慮するとともに、支払完了後は、同要領第16の1のイに定める造林補助金配布明細書を所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。）へ提出してください。

制區分標準如下：

作業区分名：流域育成林整備事業
造林区分名：機能増進抜き等抜き伐りⅧ・ⅩC-30（搬出集積）

上

[illegible]

補助

事業区分名：流域育成林整備事業

[illegible]

事業区分名：流域育成林整備事業	造林区分名：機能増進機能増進保育作業路（短期）	機能増進作業路（短期）	平成22年度	第4四半期	3ページ
取組期間	市町村名	高岡郡津野町			
取組内容	取組内容	取組内容			

[illegible]